

令和 6 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 4 回専門部会
議事録

令和 6 年 8 月 5 日
13 : 15 ~ 15 : 15
千葉労働局 1 階会議室

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会 第4回専門部会 議事録

1 日時 令和6年8月5日(月) 13:15~15:15

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第4回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部会は議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

(部会長)

それでは、審議に入ります。

事務局から他府県の昨日までの審議状況について資料が配付されていますが、このほかにはありますか。

(賃金室長)

ありません。

(部会長)

別室で協議するに当たり、そのほか、この場で発言することがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

では、別室にて協議をお願いいたします。

事務局は、別室に案内してください。

《労使それぞれ別室に協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

本日は第4回目の専門部会ということで、労働者側におかれましては前回の53円から、当初、近隣の状況等々を見て目安プラス1円の51円をお願いしたいという提示がされました。

使用者側からは、前回の47円から、近隣の受結状況を踏まえて目安額の50円ということであれば専門部会での賛成をしたいということでした。

労働者側に使用者側の意向をお伝えしたところ、労働者側としては近隣県との差を埋めたいという気持ちはありますが、全会一致ということになれば、目安通りのプラス50円でもよろしいということで歩み寄っていただきました。

ただし、労働側としては近隣県との格差是正は課題であるとして、来年度以降も継続して協議していきたいという主張でありました。

ここまでの私からの説明で補足すべきことがあればお願いいたします。
労働者側いかがでしょうか。

(労働者側委員)
《ありません。旨の声》

(部会長)
使用者側いかがでしょうか。

(使用者側委員)
《ありません。旨の声》

(部会長)
それではご意見等は無いようですので、これから採決をいたします。
千葉県最低賃金を目安通りプラス 50 円とすることで賛成の方は挙手をお願い
いたします。

《全員挙手》

(部会長)
全員挙手ということですので、千葉県最低賃金は現行の 1,026 円に
プラス 50 円の 1,076 円。
算入しない賃金は現行通り、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
発効日は令和 6 年 10 月 1 日。
ということで、当専門部会で結審したことをこの後開催される審議会に報告
することといたします。
それでは、事務局にて報告書を作成するので少々おまちいただきたいと思います。

(賃金室長)
10 分ほどお時間いただけますか。

(部会長)
それでは報告書が出来るまで休憩とします。

《専門部会報告書(案)を配付》

(部会長)

それでは再開します。

事務局は報告書案の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《 専門部会報告書 (案) の朗読 》

(部会長)

ただいま専門部会報告書 (案) を朗読していただきましたが、いかがでしょうか。

《 (意見) ありません。旨の声 》

(部会長)

特にご意見がないようですので、報告書 (案) のとおり、このあと開催予定の第 439 回本審議会へ報告いたします。

なお、本審議会でも採決が行われることとなりますので、ご承知おきくださるようお願いします。

専門部会の委員の皆様には計 4 日間におけるご審議本当にありがとうございました。

以上を持ちまして専門部会は終了させていただきます。ありがとうございました。